

平成 26 年度

公立大学法人高崎経済大学年度計画



平成 26 年 4 月

平成 26 年度
公立大学法人高崎経済大学年度計画

目次

- I 教育研究等の質の向上
- II 学生支援
- III 地域・社会貢献
- IV 業務運営の改善及び効率化
- V 財務運営の改善
- VI 自己点検及び自己評価並びに情報の提供
- VII その他の業務運営
- VIII 予算、収支計画及び資金計画
- IX 短期借入金の限度額
- X 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- XI 剰余金の使途
- XII その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 入学者受入

① 入学者受入方針の明示、ホームページの多言語化

② 分かりやすい情報提供

- ・「大学ポートレート（仮称）」事業に参加するとともに、教育情報の公表の充実に努める。
- ・本学ホームページにおいて、リアルタイムの情報提供に努める。

③ 入学者属性情報のデータベースによる入学者の質向上

- ・卒業生の入学試験の成績と卒業後の進路のデータをリンクさせる。
- ・卒業生の入学試験の成績と卒業時の成績の関係性を分析する。

④ 質の高い入学者確保のための入試制度の検討等

- ・受験生の意向を把握するためのアンケートをオープンキャンパス、大学訪問等の各種説明会において10回以上実施するとともに、アンケート結果を分析する。
- ・入試課題検討委員会並びに学部ごとの委員会において、入学試験終了後速やかに多面的に分析する。
- ・新入生アンケートを実施する。（経済学部、地域政策学部）
- ・学内推薦入試を導入する。（地域政策研究科）
- ・博士前期課程3年制コースの制度設計を開始する。（経済・経営研究科）
- ・本学経済学部の成績優秀者が博士前期課程在籍1年で修士号の取得が可能な制度の具体的な設計を行う。（経済・経営研究科）

⑤ 広報センター機能充実のための専門的スタッフの養成

⑥ 教職員一体の入試広報活動の実施

- ・群馬県民の日をはじめとする近県の県民の日に、高校生に本学の日常を体験してもらう「1日大学体験デイ」を実施する。
- ・大学説明会を、県外において前期中に開催する。

(2) 学生の育成

① 大学及び各学部の学生育成目標の設定

② 学生との関わりの基盤作り、大学教育を受ける能力と人間性の形成

- ・新カリキュラムで設置した科目の実施状況の把握と成果について評価する。

③ 豊かで幅広い人間性を育てるための教養教育の充実

- ・教養教育の更なる充実のため、教養教育委員会のもとに、日本語・外国語部会、英語部会、数理部会をおき、各部会内での担当者や授業内容等について把握と評価を継続して行う。(経済学部)
- ・新カリキュラムで設置した科目の実施状況の把握と成果について評価する。(地域政策学部)

④ 専門知識の獲得、発揮できる能力の修得

- ・外部講師を招き、情報ネットワークを利用した情報収集能力向上のためのセミナーを開催する。
- ・新カリキュラムで設置した科目の実施状況の把握と成果について評価する。

⑤ 調査活動や地域貢献活動への参加促進、実践的知識や問題解決技法の修得

- ・専門的かつ実践的な知識を身に付けさせるため、まちなか教育活動センターを活用した教育を積極的に促進する。
- ・演習における地域社会や企業等への調査活動や地域貢献活動の実施状況の把握と内容を確認する。

⑥ 国際的に活躍できる人材育成の充実

- ・eラーニングの活用状況の把握と評価をする。
- ・従来より力を注いでいるeラーニングの活用を継続し、新たに動画ソフトを導入しその効果を高める。(地域政策学部)
- ・正課外として、グローバル人材を育成することを目的とした English Caféを実施する。

(3) 教育の内容

① 単位互換制度の活用と全学共通科目の設置検討による幅広い学ぶ機会の提供

- ・県内公立4大学の学部長による単位互換制度の検討会を開く。
- ・英語、保健体育科目の全学共通化について検討する。

② 各学部の教育目標の明確化、専門教育の充実

- ・演習等専門教育の充実を図るため、FDにおいて情報交換や事例研究等を実施する。

③ キャリア教育プログラムの作成・実施

- ・新カリキュラムで設置した科目の実施状況の把握と成果について評価する。(経済学部)

④ 国際連携の推進、提携大学等との教育の充実

- ・平成25年度に試験導入した、交換留学生に対する担任制度を正式に実施する。
- ・検討中の中央財経大学（中国）との長期留学制度について、結論を出す。
- ・助成金付き海外語学研修支援制度について、参加学生の増大策を検討し、実施する。

⑤ シラバスの記述の統一、公開

⑥ 成績評価基準等の研究・検討

- ・新たな成績評価基準についての方針を決定する。（経済学部、地域政策学部）
- ・成績評価基準を検討し、結論を出す。（地域政策研究科、経済・経営研究科）

⑦ 学位授与方針の作成

（4）教育の改善

① F D・S Dによる教育の改善

- ・F D委員会を設置し、効果的なF Dを推進するとともに、その成果を検証する。

② 適正な専任教員数の確保、教育体制の整備

- ・専任教員の充足に努める。

③ 授業実施の基準、仕組みづくりの検討

- ・大人数講義のみならず、過少人数講義等の履修者数のアンバランスの解消に向けた対策を講じる。

④ 学生や卒業生に対する調査に基づく教育の改善

- ・卒業生及び卒業生が就職した企業を対象としたアンケートを実施し、結果をまとめる。

⑤ 第三者評価による教育評価システムの構築

2 研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）研究の方向性及び水準

① 社会的な評価を受ける研究の推進

② 基礎研究、先進的研究等の推進

- ・大学としての研究課題を明確にするとともに、教員の研究活動を支援する規程を整備する。

③ 高崎市、地元企業との共同研究の推進

- ・研究者が個々に取り組んでいる地域貢献活動や社会貢献活動を把握し、専

門分野でのマッチングや共同研究等の窓口として、必要な情報を整理し発信する。

④ 研究費の充実、改善、効果的活用

- ・文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正に基づき関係規程等を見直す。

(2) 研究の実施体制

① 重点研究テーマの設定と全学的支援体制の充実

- ・新たな重点研究テーマを設定し、研究に取り組む。

② 競争的資金の獲得、先進的研究の支援体制の整備

- ・共同研究規程等、支援体制を整備するとともに、学内外の共同研究を推進する。

③ 個人研究、共同研究への支援体制の整備

- ・電子資料を追加する。

④ 長期研修・短期研修の充実

- ・長期研修・短期研修における申請スケジュール及び予算について、工夫を図る。

⑤ 多様な任用制度の導入検討

(3) 研究成果の公表、発信並びに評価及び利活用

① 年次研究計画の作成、活動状況の発信

- ・「成果の説明書」の記載内容について、2年間の実績を評価し、必要に応じて変更する。

② 自己点検・評価の実施

③ 第三者評価結果の研究への反映

④ 教員の地域・社会貢献評価の仕組みの構築

⑤ 研究成果の刊行物による公表

⑥ 積極的な学術研究発表の実施

- ・教員の研究内容について、現在実施しているラジオゼミナール（ラジオ高崎）での発信を継続するとともに、他の媒体を模索する。

⑦ 研究成果のホームページ等での公開

⑧ 研究成果のデータベース化、研究成果の利活用の仕組み構築

- ・研究者が個々に取り組んでいる地域貢献活動や社会貢献活動を把握し、専門分野でのマッチングや共同研究等の窓口として、必要な情報を整理し発信する。

信する。(再掲)

II 学生支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 学習支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 各種ガイダンスの充実と効果の検証

・全学年対象のガイダンスを実施する。(図書館)

② きめ細かな履修指導や自主学習相談指導体制等の充実

・新カリキュラムのもとで導入される初年次必修科目「日本語リテラシー」を通じて、初年次学生の大学生活への適応状況を把握する。(経済学部)

・学部FD等を通じて、学生の指導体制が十分であることを確認し、課題への対応を行う。(地域政策学部)

③ 窓口担当職員の履修相談等学生への指導力養成のための研修機会の充実

・学生が相談に来やすいような窓口の環境整備を図り、細やかな履修指導や相談体制の充実を図っていく。

④ 就学不適合者支援、成績不良者指導、留年学生減少のための体制整備

・これまで一年次の学生で成績不良者へ行っていた注意を喚起する文書の送付や学部長の個別面談等の指導を全学年の学生を対象に拡大する。(経済学部)

・単位取得に際し、前・後期キャップ制を設けバランスのとれた学修指導を行う。併せて就学不適合者の早期発見に努め、成績不良者に対する勧告制度を設け実施する。(地域政策学部)

⑤ TAの活用、SAの検討

2 学生生活支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 経済的支援

① 経済的支援についての情報提供と必要な支援の検討・実施

・平成25年度に変更した授業料減免制度について、点検・評価する。

② 奨学金制度の検討

・他大学の奨学金制度に関する調査結果をまとめる。

(2) 心身の健康相談

① 心身の健康に関する相談体制の充実

② 就学困難学生の早期発見体制の整備・強化

・学生部と教育グループが連携し、成績不良者への対応に取り組む。

③ 学生の心身の健康相談に対応するための教職員研修の実施

・「こころのケアハンドブック」を用いた研修を実施する。

④ カウンセラーの相談時間の増加

(3) 各種ハラスメント相談

① 各種ハラスメント相談体制の整備

② 各種ハラスメントの啓発・研修体制の整備・充実

③ 各種ハラスメントの防止、事後対応の体制整備

(4) 生活相談等

① 課外活動等への支援

② 社会活動における学生と地域との交流支援

・平成25年度に実施した、社会活動における学生と地域との交流を支援する方法や事例の調査結果を、前期中にまとめる。

③ 学生の要望を把握、支援体制の充実

・平成25年度に実施した、「学生生活実態アンケート」の分析結果を踏まえ、対応すべき課題を明確にする

④ キャンパスライフを支援する施設整備

・障害学生に対応した施設の充実に努める。

・学生のキャンパスライフを支援する施設に関する要望を、前期中にまとめる。

・学生の声を集めるための手段として、学生ポータル活用の可否の結論を出す。

⑤ 国際交流センターの充実、留学生支援

・既存のチューター制度を廃止し、新たに留学生懇談会を学部・国際交流センター・キャリア支援センターが連携して実施する。

3 学生団体の支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 学生団体連絡協議会所属団体の活動支援、団体の大学への協力喚起

② 全国大会等への出場学生や学外指導者に対する支援体制の検討

・平成25年度に実施した、学生団体を指導する学外者に関する調査結果を整理分析する。

4 キャリア支援に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 学生の進路に関する相談・情報提供を効果的に行う体制整備
- ② インターンシップ活動支援
- ③ 卒業生のデータベース化とそのキャリア支援への活用
 - ・同窓会と協力しキャリアサポーター制度の充実を図る。
- ④ 在学生、卒業生を含めた就職指導体制の充実
- ⑤ キャリア支援のための同窓会との連携強化
- ⑥ 未就職の卒業生への就職支援の実施
- ⑦ 公務員養成セミナー等、資格取得のための支援策改善・強化
 - ・前年実施した公務員セミナーの成果を分析する。

Ⅲ 地域・社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地域貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 地域社会への貢献、市民への知の還元

- ① 学生、教職員が行う市民活動やまちづくり活動の支援
 - ・教員・学生が取り組むまちづくり活動等に係る情報を収集・整理し、発信する。
- ② 住民ニーズに合致した公開講座の開催、生涯学習拠点としての体制整備
- ③ 連携支援体制（窓口、マッチング・コーディネート）の整備
 - ・研究者が個々に取り組んでいる地域貢献活動や社会貢献活動を把握し、専門分野でのマッチングや共同研究等の窓口として、必要な情報を整理し発信する。（再掲）

(2) 高崎市との連携、産学官連携

- ① 高崎市からの連携・協力要請に対する体制整備
- ② 高崎市、高崎市教育委員会との包括的連携協定の締結
- ③ 地域の産業創出・活性化支援のため、企業と連携した受託研究・共同研究の実施
 - ・高崎商工会議所等と連携を図り、受託研究、共同研究等の可能性を検討する。

2 社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 国、地方公共団体等との連携

- ① 国、県等との連携事業の実施

- ・国や群馬県等が公募する研究、地域づくり活動等に積極的に応募する。

② 各種審議会委員就任や調査活動等による行政への参画推進

③ 国、県等との連携成果の共有、学内外へ還元する仕組みの整備

- ・県内外の企業や関係団体等との連携成果をホームページ等多様な方法で公開する。

(2) 大学間連携

① 大学間、大学院間連携の強化

- ・専門分野を通じた学術交流など、他大学との連携事業に積極的に取り組むとともに、関連する情報の収集を図る。

② 政策研究大学院大学及び県内大学との連携促進

- ・政策研究大学院大学への単位互換受け入れ科目を拡大する。

(3) 産業界との連携

- ・高崎商工会議所と連携を図り、受託研究、共同研究等の可能性を検討する。
(再掲)

(4) 知の拠点化・組織化

- ・知の拠点を構成する学内組織の連携を密にし、それぞれの成果を幅広く公開する。

3 国際貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ・国外の提携校との交流の在り方を引き続き検討し、交流事業の充実を図る。
- ・新たに国外の大学と提携する際の基準を作成する。

4 高大連携に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 高崎経済大学附属高等学校の汎用的技能習得の取組支援

- ・高崎市立高崎経済大学附属高等学校の「スーパーグローバルハイスクール(SGH)」の計画に基づく連携事業を推進する。
- ・高崎市立高崎経済大学附属高校との連携事業で実施したプログラムを活かし、県内の高校との連携を検討する。

② 教職希望学生現場体験事業における高崎経済大学附属高等学校との連携

- ・引き続き、教職希望学生への学校現場体験事業を実施、教職希望者の意識改革と高揚を高めるため、学生への周知による受講者の増員を図る。

③ 県内高校生の大学教育に触れる機会の提供

- ・群馬県民の日をはじめとする近県の県民の日に、高校生に本学の日常を体験してもらう「1日大学体験デイ」を実施する。(再掲)
- ・高崎市立高崎経済大学附属高校との連携事業で実施したプログラムを活かし、県内の高校との連携を検討する。

④ 学生と高校生、高校と大学の教員間の交流促進

IV 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制・手法に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 全学的な経営戦略の確立

- ① 理事長と学長の緊密な連携による迅速な業務運営の遂行
- ② 各会議の緊密な連携による機動的な意識決定体制の確立

(2) 学生の声を反映した業務運営

- ・平成25年度の利用状況と学生の要望等を踏まえてコンピュータ教室の自由利用機会の適正化を検討する。

(3) 開かれた運営

- ① 自己点検・評価、外部評価、監事監査結果の業務への反映
- ② 外部意見を反映する体制の整備、市民に開かれた透明性の高い法人運営
 - ・理事会、経営審議会に外部委員を用いた体制を継続する。

(4) 内部監査機能

(5) 改革の継続

2 教育研究組織の充実・改革に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 教育研究の変革・進展、社会的要請に対応した教育研究組織の見直し、改善の実施

- ・組織体制の平成27年度からの一部変更に向けて、諸規程を整備する。

② 適正な専任教員数の確保、教育体制の整備 (再掲)

- ・専任教員の充足に努める。(再掲)

③ FDの推進、組織的な教育内容等の見直し、教育研究の組織体制の改善

- ・FD委員会を設置し、効果的なFDを推進するとともに、その成果を検証する。(再掲)。

- ・組織体制の平成27年度からの一部変更に向けて、諸規程を整備する。(再掲)

3 人事の適正化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 教職員人事評価システムの構築と評価に基づく適正な処遇の実施
- ② 計画的なプロパー職員採用と専門性の高い職員の確保・育成
- ③ 多様な雇用形態の調査・検討
- ④ プロパー職員の他大学等との人事交流の調査・研究

・他大学に対して実施した調査結果を分析し、人事交流制度を実施するかどうかの結論を得る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 事務処理等の定期的な点検による効率化・合理化等の推進、職員定員の縮減
- ② SD等各種研修による事務職員の能力、サービス意識、社会的責任の理解向上
- ③ 業務マニュアルの作成による業務の標準化の促進
- ④ 情報の共有化・一元化による事務組織と教育研究組織の総合サポート体制の強化

V 財務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部資金の獲得、自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 外部研究資金獲得のための推進体制の整備、情報の収集・発信等の強化
- ② 科学研究費補助金の申請・採択率（件数）の増加
- ③ 大学の魅力等の情報発信による受験生・入学者の確保
 - ・大学説明会を、県外において前期中に開催する。（再掲）
 - ・大学の目的、3つのポリシー等を簡潔に表現したパンフレット等を作成し、広報利用する。

2 経費の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- ① 契約方法の改善、外部委託の活用等による管理的経費の節減・合理化
 - ・経費の節減を図るため、平成27年度からの電力供給先を決定するための競争入札を実施する。

② 教職員のコスト意識喚起と経費削減・改善の推進

- ・電気、水道使用量の過年度比較や太陽光発電量を教職員に周知する。

3 資産の管理運用に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 金融資産の安全確実な運用

② 設備機器等を効率的に活用する仕組みの構築

- ・研究棟に無線ネットワーク環境を整備する。

③ 市民の利用機会の提供等、大学施設の有効活用の促進

VI 自己点検及び自己評価並びに情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検・評価に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 平成27年度までの認証評価受審と改善策の中期目標・計画への反映

- ・収集した基礎的な情報を活用して、認証評価のための自己点検・評価報告書を作成する。

② 自己点検・評価体制の整備と定期的な実施

③ 自己点検・評価結果に基づく法人運営の改善とその公表

2 情報公開の推進及び個人情報の保護並びに広報活動に関する目標を達成するためにとるべき措置

① 中期目標等、財務内容、管理運営状況、自己点検・評価結果の公表

② 教育研究活動、地域貢献、社会貢献活動等の公表

- ・本学の地域貢献活動、社会貢献活動の取組を把握、整理し、情報を積極的に公表する。

③ 各種議事録等の公開による法人運営の透明化

④ 情報公開制度、個人情報保護制度の適正運用の実施

⑤ 広報戦略の策定、組織的な情報発信の推進

⑥ 大学の基礎的情報の整理、活用

- ・収集した情報のうち主要なものを概要としてまとめる。
- ・収集した基礎的な情報を活用して、認証評価のための自己点検・評価報告書を作成する。(再掲)

⑦ 公立大学協会の指針に基づく情報発信

- ・公立大学協会と連携して、効果的に情報発信をする。

Ⅶ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設の整備、維持管理に関する目標を達成するための措置

① キャンパスアメニティ充実のため、施設設備等についての検討と高崎市との協議

- ・障害学生に対応した施設の充実に努める。(再掲)

② 既存施設設備の維持補修、機能維持管理

- ・前年度に作成した維持補修計画を見直しつつ、予防修繕を行う。

2 安全管理等に関する目標を達成するための措置

① 安全管理体制の構築、安全衛生の確保

② 情報管理の徹底、点検体制の整備

- ・利用者の情報セキュリティへの理解をはかるため、職員研修の実施とともに、情報セキュリティに関する教育・研修の機会を柔軟に提供し周知の程度を把握するための教育・研修方法の検討を行う。

③ 危機管理マニュアルの作成等、危機管理体制の整備

3 コンプライアンスの推進に関する目標を達成するための措置

4 人権尊重に関する目標を達成するための措置

- ・ハラスメントについての継続的な啓発活動、研修を実施する。(再掲)

5 環境負荷軽減に関する目標を達成するための措置

① 環境方針の策定、環境負荷軽減の推進

- ・リサイクル活動を継続し、活動内容をホームページで公表する。

② 省エネルギー対策による光熱水費の節減

6 後援会、同窓会との連携に関する目標を達成するための措置

① 情報提供の強化による卒業生、保護者等の大学への理解向上

- ・在校生の保護者、同窓会会員や後援会等などに学報などを利用して情報を提供する。

② 学生生活支援・キャリア支援のための後援会・同窓会との協力体制の構築

- ・同窓会と連携して、地方での就職支援事業を実施する。就業力育成事業については継続して実施する。

③ ホームカミングデイ等来訪機会の増加による卒業生との結びつき強化

- ・平成25年度の実施結果を評価し、ホームカミングデイを開催する。

Ⅷ 予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成26年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|---------|-----------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 2 7 4 |
| 授業料等収入 | 2 , 5 1 8 |
| 受託研究等収入 | 0 |
| 補助金 | 0 |
| その他収入 | 4 0 |
| 計 | 2 , 8 3 2 |
| 支出 | |
| 教育費 | 5 8 5 |
| 研究費 | 1 2 7 |
| 教育研究支援費 | 1 7 5 |
| 人件費 | 1 , 7 8 1 |
| 一般管理費 | 1 6 4 |
| 施設整備費 | 0 |
| 受託研究等経費 | 0 |
| 計 | 2 , 8 3 2 |

2 収支計画（平成26年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|----------|
| 費用の部 | 2, 8 7 8 |
| 經常費用 | 2, 8 7 8 |
| 業務費 | 2, 3 9 6 |
| 教育経費 | 4 1 3 |
| 研究経費 | 1 2 6 |
| 教育研究支援経費 | 7 6 |
| 受託研究等経費 | 0 |
| 人件費 | 1, 7 8 1 |
| 一般管理費 | 1 4 0 |
| 財務費用 | 0 |
| 減価償却費 | 3 4 2 |
| 臨時損失 | 0 |
| 収入の部 | 2, 8 7 8 |
| 經常収益 | 2, 8 7 8 |
| 運営費交付金収益 | 2 5 1 |
| 授業料収益 | 2, 1 0 0 |
| 入学金収益 | 2 6 8 |
| 検定料収益 | 1 1 4 |
| 受託研究等収益 | 0 |
| 財務収益 | 0 |
| 雑益 | 4 0 |
| 資産見返負債戻入 | 1 0 5 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 3 4 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | 7 1 |
| 臨時利益 | 0 |
| 純利益 | 0 |

3 資金計画（平成26年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|-----------|-------|
| 資金支出 | |
| 業務活動による支出 | 2,764 |
| 投資活動による支出 | 0 |
| 財務活動による支出 | 0 |
| 翌年度への繰越金 | 669 |
| 資金収入 | |
| 業務活動による収入 | 2,764 |
| 運営費交付金 | 274 |
| 授業料収入 | 2,068 |
| 入学金収入 | 268 |
| 検定料収入 | 114 |
| 受託研究等収入 | 0 |
| 雑入 | 40 |
| 投資活動による収入 | 0 |
| 財務活動による収入 | 0 |
| 前年度よりの繰越金 | 669 |

IX 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

3億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

X 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

XI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合には、教育研究の質の向上並びに学生支援、組織運営及び施設設備の充実に充てる。

XII その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 積立金の使途

なし

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし